

総務委員会資料

1 平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第11号関係

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

平成29年2月9日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 法人の市民税の法人税割の税率の引下げ

(1) 平成28年度税制改正（地方税法）

地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する観点から、消費税率8%段階に引き続き消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人住民税の法人税割の税率を引き下げるもの

	～H26. 9. 30	改正前（消費税率8%段階） H26. 10. 1～H31. 9. 30	改正後（消費税率10%段階） H31. 10. 1～
制限税率 (超えることができない税率)	14.7%	12.1%	8.4% (△3.7%)
標準税率 (通常よるべき税率)	12.3%	9.7%	6.0% (△3.7%)

(2) 改正内容（川崎市市税条例）

地方税法の改正と同様に、法人税割の税率を引き下げるもの

資本金の額又は出資金の額	～H26. 9. 30	現行（消費税率8%段階） H26. 10. 1～H31. 9. 30	改正案（消費税率10%段階） H31. 10. 1～
10億円以上の法人等	14.7%	12.1%	8.4% (△3.7%)
資本金又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人	13.5%	10.9%	7.2% (△3.7%)
資本金又は出資金の額が5億円未満の法人等	12.3%	9.7%	6.0% (△3.7%)

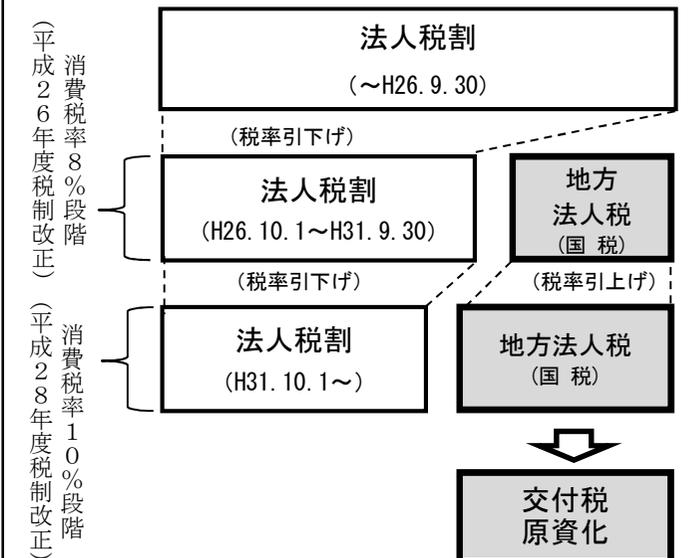
(3) 適用区分

平成31年10月1日以後に開始する事業年度分から適用する。

偏在是正措置の概要

- ◆ 地方消費税率の引上げにより、地方団体間の財政力格差が拡大することから、国において偏在是正のための措置が必要とされた。
- ◆ 法人住民税法人税割を含む地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく、年度間の税収の変動が大きいこと等から、その一部について地方交付税の原資とすることとされた。
- ◆ 消費税率8%段階で交付税原資化を制度化、消費税率10%段階で交付税原資化の規模を拡大。

(イメージ図)



2 軽自動車税の環境性能割の創設

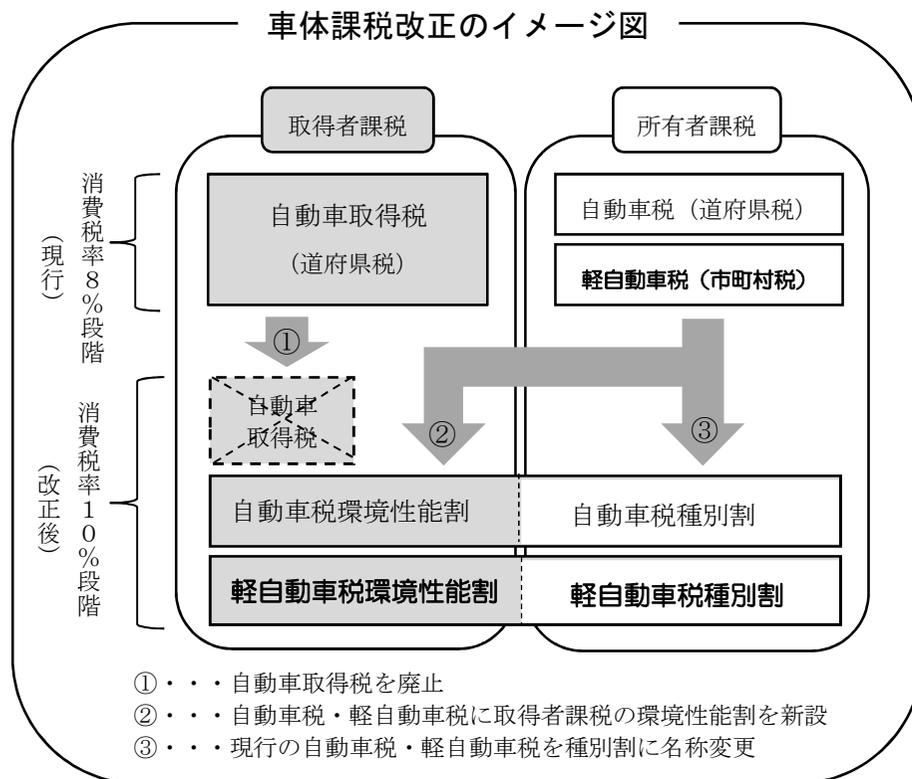
(1) 平成28年度税制改正（地方税法）

消費税率10%への引上げ時に自動車取得税を廃止することに伴い、軽自動車税において、取得時の課税として自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を創設し、併せて現行の軽自動車税を種別割とするもの

【軽自動車税における環境性能割】

ア 自動車による環境負荷の低減を図るためには、環境性能に優れた自動車の普及を促進する税制上の仕組みが必要であることから、環境性能に応じて税率が決定される環境性能割を、軽自動車税に設けることとされた。

イ 税率は燃費基準値達成度等に応じて決定し、非課税・1%・2%・3%の4段階を基本とするとともに、営業車及び軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限とすることとされた。



環境性能割の課税主体

◆ 地方税法の規定により、軽自動車については軽自動車税環境性能割として市町村が課することとされた（登録車については自動車税環境性能割として道府県が課す。）。

ただし、特例措置として、軽自動車税環境性能割は、当分の間、市町村に代わり、道府県が賦課徴収等を行うこととされた。

⇒ 川崎市の軽自動車税環境性能割に係る賦課徴収等の事務については、当分の間、神奈川県が行う。

(2) 改正内容（川崎市市税条例）

地方税法の改正に伴い、3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税に環境性能割を創設し、併せて現行の軽自動車税を種別割とするもの

【軽自動車税環境性能割の規定の概要】

- ア 納税義務者：3輪以上の軽自動車（中古車を含む。）の取得者（課税対象となる軽自動車は、現行の自動車取得税（道府県税）と同一）。
- イ 課税標準：軽自動車の取得のために通常要する価額（取得価額）、免税点は50万円
- ウ 徴収の方法：申告納付の方法による（当分の間は神奈川県が賦課徴収等を行う。）。

【軽自動車税の環境性能割の税率区分】

区 分		税 率	
		自家用車	営業車(※1)
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）		非 課 税	
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★(※2)かつ H32基準+10%達成		
	★★★★かつ H32基準達成	1.0%	0.5%
	★★★★かつ H27基準+10%達成	2.0%	1.0%
上記以外の車		2.0%(※3)	2.0%

※1 営業用の3輪以上の軽自動車に対して、当分の間、適用される税率

※2 ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成車

※3 自家用の3輪以上の軽自動車に対して、当分の間、適用される税率（本則は3.0%）

(3) 適用区分

- ア 環境性能割：平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車について適用する。
- イ 種別割：平成32年度以後の課税分から適用する。

3 軽自動車税のグリーン化特例の1年延長

(1) 平成28年度税制改正（地方税法）

3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税について、環境性能に優れた軽自動車の普及を促進するため、一定の環境性能を有する軽自動車について、その排出ガス性能、燃費性能に応じて取得の翌年度課税分に限り税率を軽減する特例措置（現行は平成28年度課税分のみ適用）を1年延長するもの

(2) 改正内容（川崎市市税条例）

地方税法の改正に伴い、特例措置を1年延長するもの

（参考 グリーン化特例による税率の軽減（区分等の変更なし））

- ア 電気自動車等（※1） 税率を概ね75%軽減
 - イ ★★★★★（※2）かつH32年度燃費基準+20%達成車等 税率を概ね50%軽減
 - ウ ★★★★★かつH32年度燃費基準達成車等 税率を概ね25%軽減
- ※1 電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制から窒素酸化物10%低減）
※2 ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成車

(3) 適用区分

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた（＝新規取得した）3輪以上の軽自動車に対して、平成29年度課税分のみ適用する。

4 その他所要の整備

(1) 改正内容

「2 軽自動車税の環境性能割の創設」に伴い、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」及び「川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第21号）」の規定中、現行の軽自動車税を種別割に改めるほか、地方税法の改正に伴い所要の改正を行うもの

(2) 適用区分

平成32年度以後の課税分から適用する。

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前																																												
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (平成29年度分の軽自動車税の税率の特例)</p> <p>24 法附則第30条第3項から第5項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第64条第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第64条第1項第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>(2) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第64条第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第64条第1項第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> </tr> </table>	第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (平成28年度分の軽自動車税の税率の特例)</p> <p>24 法附則第30条第3項から第5項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第64条第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第64条第1項第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">1,300円</td> </tr> </table> <p>(2) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第64条第1項第2号ア(イ)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第64条第1項第2号ア(ウ)</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">3,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">5,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">1,900円</td> </tr> </table>	第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円
第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																																											
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																																											
	10,800円	2,700円																																											
	3,800円	1,000円																																											
	5,000円	1,300円																																											
第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																																											
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																																											
	10,800円	5,400円																																											
	3,800円	1,900円																																											
第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円																																											
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円																																											
	10,800円	2,700円																																											
	3,800円	1,000円																																											
	5,000円	1,300円																																											
第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	2,000円																																											
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円																																											
	10,800円	5,400円																																											
	3,800円	1,900円																																											

改正後			改正前		
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>(3) 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(3) 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円	第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (納税証明事項)</p> <p>第14条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第23条の3 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第23条の4 次の各号に掲げるもの(法人税法第4条の7に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。)を除く。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金の額若しくは出資金の額が500,000,000円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 <u>8.4分の2.4</u></p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が500,000,000円以上1,000,000,000円未満の法人 <u>8.4分の1.2</u></p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、同項各号に掲げる資本金の額又は出資金の額は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付するものあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日(同項</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 (納税証明事項)</p> <p>第14条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第23条の3 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第23条の4 次の各号に掲げるもの(法人税法第4条の7に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。)を除く。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本金の額若しくは出資金の額が500,000,000円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 <u>12.1分の2.4</u></p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が500,000,000円以上1,000,000,000円未満の法人 <u>12.1分の1.2</u></p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、同項各号に掲げる資本金の額又は出資金の額は、法第321条の8第1項の規定によって申告納付するものあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日(同項</p>

改正後	改正前
<p>の法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）の規定によって申告納付するものにあつては法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の直前の同項の算定期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同項の算定期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては同日）現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額による。</p>	<p>の法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）の規定によって申告納付するものにあつては法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の直前の同項の算定期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同項の算定期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては同日）現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金の額又は出資金の額による。</p>
<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>	<p>（軽自動車税の納税義務者等）</p>
<p>第62条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。）</u>に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に<u>環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。）</u>に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p>	<p>第62条 軽自動車税は、<u>法第442条各号に掲げる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）</u>に対し、その所有者（法第442条の2第2項の規定により、当該軽自動車等の所有者とみなされる買主を含む。以下軽自動車税について同じ。）に課する。</p>
<p><u>2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び第444条に定めるところによる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>（種別割<u> </u>の課税免除）</p>	<p>（軽自動車税の課税免除）</p>
<p>第63条 軽自動車のうち、商品であつて使用しないものに対しては、<u>種別割<u> </u></u>を課さない。</p>	<p>第63条 軽自動車のうち、商品であつて使用しないものに対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p>
<p>（<u>環境性能割の課税標準</u>）</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第63条の2 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>（<u>環境性能割の税率</u>）</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第63条の3 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(1) <u>法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第63条の4 環境性能割の徴収については、法第453条に定める申告納付の方法による。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第63条の5 第62条に定める環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項の規定により、規則で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告した環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第2項の規定により、規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第63条の6 環境性能割の納税義務者は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</u></p> <p><u>2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第63条の7 次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、市長が必要であると認めるものに対する環境性能割は、これを減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とする軽自動車</u></p> <p><u>(2) 前号のほか、特別の事由があるもの</u></p> <p><u>2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第64条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貸物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第64条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額 3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貸物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p>

改正後	改正前
<p>(エ) その他のもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 前項の営業用とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するものをいい、自家用とは、営業用のもの以外のものをいう。</p> <p>（種別割<u> </u>の賦課期日）</p> <p>第65条 種別割<u> </u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>（種別割<u> </u>の納期）</p> <p>第66条 種別割<u> </u>の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>2 随時に賦課するものその他で、前項の納期によりがたいものの納期は、その都度市長がこれを定める。</p> <p>第67条 削除</p> <p>（種別割<u> </u>の徴収の方法）</p> <p>第67条の2 種別割<u> </u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第68条 削除</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第69条 次に掲げる軽自動車等のうち、市長が必要であると認めるものに対する種別割<u> </u>は、これを減免することができる。</p> <p>(1) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とする軽自動車等</p> <p>(2) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等で自ら使用するもの</p> <p>(3) 前各号のほか、特別の事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によって種別割<u> </u>の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限まで</p>	<p>(エ) その他のもの 年額 3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</p> <p>(イ) その他のもの 年額 5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円</p> <p>2 前項の営業用とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するものをいい、自家用とは、営業用のもの以外のものをいう。</p> <p>（軽自動車税の賦課期日）</p> <p>第65条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>（軽自動車税の納期）</p> <p>第66条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>2 随時に賦課するものその他で、前項の納期によりがたいものの納期は、その都度市長がこれを定める。</p> <p>第67条 削除</p> <p>（軽自動車税の徴収の方法）</p> <p>第67条の2 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>第68条 削除</p> <p>（軽自動車税の減免）</p> <p>第69条 次に掲げる軽自動車等のうち、市長が必要であると認めるものに対する軽自動車税は、これを減免することができる。</p> <p>(1) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とする軽自動車等</p> <p>(2) 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等で自ら使用するもの</p> <p>(3) 前各号のほか、特別の事由があるもの</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限まで</p>

改正後	改正前
<p>に市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって種別割<u> </u>の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (種別割<u> </u>に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第70条 軽自動車等の所有者は、軽自動車等の所有者となった日から15日以内に、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 軽自動車等の所有者でなくなった者は、軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内に、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の申告書を提出した者は、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項のうち1以上の事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に当該変更があった事項について、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 主たる定置場の位置 (2) 使用者の住所、氏名又は名称 (3) 原動機の型式 (4) 原動機の総排気量又は定格出力 (5) 種別 (6) 用途 (7) 形状 (8) 軽自動車又は2輪の小型自動車にあつては、車両番号</p> <p>4 法第444条第1項<u> </u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として<u> </u>請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項について、規則で定める様式による報告書を提出しなければならない。</p>	<p>に市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第70条 軽自動車等の所有者は、軽自動車等の所有者となった日から15日以内に、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 軽自動車等の所有者でなくなった者は、軽自動車等の所有者でなくなった日から30日以内に、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の申告書を提出した者は、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項のうち1以上の事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に当該変更があった事項について、規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>(1) 主たる定置場の位置 (2) 使用者の住所、氏名又は名称 (3) 原動機の型式 (4) 原動機の総排気量又は定格出力 (5) 種別 (6) 用途 (7) 形状 (8) 軽自動車又は2輪の小型自動車にあつては、車両番号</p> <p>4 <u>法第442条の2第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から<u>法第447条第2項の規定</u>により<u> </u>請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項について、規則で定める様式による報告書を提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地 (2) 買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地 (3) その他必要な事項 (種別割 に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>(1) 買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地 (2) 買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地 (3) その他必要な事項 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第71条 軽自動車等の所有者又は法第444条第1項 に規定する軽自動車等の売主は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</p>	<p>第71条 軽自動車等の所有者又は法第442条の2第2項に規定する軽自動車等の売主は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。</p>
<p>2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。 附 則 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。 (新設)</p>
<p>13 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>	<p>(新設)</p>
<p>14 市長は、当分の間、第63条の7の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p>	<p>(新設)</p>
<p>15 第63条の5に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第33号の4様式」と、「市長」とあるのは「神奈川県知事」とする。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p>	<p>(新設)</p>
<p>16 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。 (1) 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ</p>	<p>(新設)</p>

改正後

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 63 条の 3 第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 63 条の 3 第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 63 条の 3 第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

(2) 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 63 条の 3 第 3 号の規定の適用については、当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

17 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 64 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 1 項 第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
第 64 条第 1 項 第 2 号ア(ウ)	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

19～28

改正前

(軽自動車税の_____税率の特例)

13 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第 64 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 1 項 第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
第 64 条第 1 項 第 2 号ア(ウ)	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

14～24

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例 平成21年3月26日条例第7号 (趣旨)</p>	<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税_____の特例に関する条例 平成21年3月26日条例第7号 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の種別割の徴収の方法及び税率について、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「市税条例」という。）の特例を定めるものとする。 (税率の特例)</p>	<p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税_____の徴収の方法及び税率について、川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「市税条例」という。）の特例を定めるものとする。 (税率の特例)</p>
<p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（それぞれ特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等をいう。以下同じ。）の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税の種別割の税率は、市税条例第64条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 年額 500円 (2) 軽自動車 ア 2輪（側車付のものを含む。）又は3輪のもの 年額 1,000円 イ 4輪以上のもの 年額 3,000円 (3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円 (徴収の方法の特例)</p>	<p>第2条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（それぞれ特例法第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等をいう。以下同じ。）の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税_____の税率は、市税条例第64条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 年額 500円 (2) 軽自動車 ア 2輪（側車付のものを含む。）又は3輪のもの 年額 1,000円 イ 4輪以上のもの 年額 3,000円 (3) 2輪の小型自動車 年額 1,000円 (徴収の方法の特例)</p>
<p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る</p>	<p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る</p>

改正後	改正前
<p>軽自動車等に対する軽自動車税の種別割は、市税条例第67条の2の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によって徴収される軽自動車税の種別割の納税義務者である合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等は、毎年4月中において、市が発行する規則で定める証紙を購入し、当該証紙に規則で定める納税済印を受けることにより、当該軽自動車税の種別割を納付しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>軽自動車等に対する軽自動車税_____は、市税条例第67条の2の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 前条の規定により証紙徴収の方法によって徴収される軽自動車税_____の納税義務者である合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等は、毎年4月中において、市が発行する規則で定める証紙を購入し、当該証紙に規則で定める納税済印を受けることにより、当該軽自動車税_____を納付しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</p>

川崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表【H26一部改正条例の一部改正】

改正後	改正前												
<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 附 則（平成26年6月23日条例第21号） （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>4 新条例第64条第1項（第2号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第64条第1項（第2号ア(イ)及び(ウ)に係る部分を除く。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>6 新条例附則第13項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>7 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成29年川崎市条例第 号）第2条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「平成31年新条例」という。）附則第17項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る川崎市市税条例第64条第1項第2号ア及び平成31年新条例附則第17項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年8月19日条例第26号 附 則（平成26年6月23日条例第21号） （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>4 新条例第64条第1項（第2号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第64条第1項（第2号ア(イ)及び(ウ)に係る部分を除く。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>6 新条例附則第13項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>7 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例附則第13項_____の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>8 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例_____第64条第1項第2号ア及び新条例附則第13項_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>川崎市市税条例第64条</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> </table>	川崎市市税条例第64条			第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	<table border="1"> <tr> <td>新条例_____第64条</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1項第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> </tr> </table>	新条例_____第64条			第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
川崎市市税条例第64条													
第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円											
新条例_____第64条													
第1項第2号ア(イ)	3,900円	3,100円											

改正後				改正前			
川崎市市税条例第64条		6,900円	5,500円	新条例第64条		6,900円	5,500円
第1項第2号ア(ウ)		10,800円	7,200円	第1項第2号ア(ウ)		10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円			3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円			5,000円	4,000円
平成31年新条例附則第17項の表以外の部分	第64条第1項第2号	川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年川崎市条例第21号。以下「改正条例」という。）附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号		新条例附則第13項の表以外の部分	第64条第1項第2号	川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年川崎市条例第21号。以下「改正条例」という。）附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号	
平成31年新条例附則第17項の表第64条第1項第2号ア(イ)の項	第64条第1項第2号ア(イ)	改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(イ)		新条例附則第13項の表第64条第1項第2号ア(イ)の項	第64条第1項第2号ア(イ)	改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(イ)	
		3,900円	3,100円			3,900円	3,100円
平成31年新条例附則第17項の表第64条第1項第2号ア(ウ)の項	第64条第1項第2号ア(ウ)	改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(ウ)		新条例附則第13項の表第64条第1項第2号ア(ウ)の項	第64条第1項第2号ア(ウ)	改正条例附則第8項の規定により読み替えて適用される第64条第1項第2号ア(ウ)	
		6,900円	5,500円			6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円			10,800円	7,200円
		3,800円	3,000円			3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円			5,000円	4,000円